

パナマ文書は日本居住者にどれほどのインパクトを与えるか

【第 112 回】2016 年 4 月 14 日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

<http://diamond.jp/articles/-/89580>

世界に波紋を広げる「パナマ文書」 日本人と日本企業へのインパクトは？

パナマ文書が世界中に波紋を広げている。各国政府も解明に乗り出し、今後わが国でも、個人や法人の名前が明るみに出てくることが予想される。その場合、何が問題となるのだろうか、何を問題とすべきだろうか、考えてみた。

パナマのモサック・フォンセカは、個人や法人がタックスヘイブン(正確にはオフショア金融センター)で会社を立ち上げ、資金を運用する手伝いを業とする法律事務所である。そこから、2.6 テラバイトとも言われる大量の内部文書が流出し、それが国際調査報道ジャーナリスト連盟 (ICIJ) の手にわたって、世界各国のマスコミが連携して内容を解明している。

一挙に膨大なデータが流出したのは IT 時代ならではの事件であり、政治学者のイアン・ブレマー氏は、これこそ IT 時代の「forced transparency」だとコメントしている。流出した情報の中身は、1970 年代から 2015 年までの 40 年間に作成された顧客情報に関する機密文書で、この中にはタックスヘイブンに設立された会社の財務情報や銀行口座情報が含まれているという。企業の設立先は英領バージン諸島、バハマ、パナマなどで、口座開設などに関与した銀行は、クレディスイス、UBS、HSBC とお馴染みの顔ぶれだ。

ここまでなら「いつもの話」で終わるのだが、今回全く異なるインパクトを与えたのは、文書の中に大統領(プーチン)、首相(キャメロン)、国家主席(習近平)などの政治家をはじめ、スポーツ選手、芸能人といった世界的に有名な人々の情報が出てくることだ。その政治的インパクトは計り知れないものがある。すでにアイスランドのグンロイグソン首相が辞任、キャメロン首相も追及され、新興国の首脳にも波及している。14 日からの G20 財務相会議で急遽議論されることとなった。

そもそもタックスヘイブンに集まる金の出どころは、麻薬・賄賂・脱税の 3 つ、集まる動機もマネーロンダリング、脱税、租税回避、資金の秘匿などと言われている。ただし、タックスヘイブンでは一般に会社設立が容易でコストが安いことなどから、日本を含む多くの多国籍企業や金融機関、ファンドなどが合法的に会社を設立し、投資や運用を行っている。これは経済活動の一環と言え、「パナマ文書に含まれていたから問題」という図式にはならないだろう。

租税回避問題への対応強化で 透明性が高まるタックスヘイブン

タックスヘイブンに対して OECD と加盟国は、長年かけて透明性を高める努力を重ねてきた。背景には、コントロールの効かない大量の投機マネーがタックスヘイブン経由で流れたことが 2008 年のリーマンショックの原因の 1 つだったという反省がある。

また、12 年に起きたスターバックスの租税回避問題をきっかけに、キャメロン首相のイニシアティブによって G20 での OECD・BEPS (Base Erosion and Profit Shifting) プロジェクトが始まり、昨年報告書が公表され、各国ともその対応を行っているところである(連載第 108 回参照)。

この間、08 年にはリヒテンシュタイン LGT 銀行の顧客リストの漏洩事件があり、ドイツ当局が購入したリストにドイツポスト総裁の名前があったことが判明、総裁は辞任した。わが国でも帝京大学の理事長(当時)による相続税の脱税などが摘発された。09 年にはスイスの UBS 銀行、クレディスイス銀行などが脱税幫助で米国当局に多額の罰金を支払った。

このような努力の結果、多くのタックスヘイブンは先進諸国と情報交換協定を結び、銀行機密も解除させられ、17 年からは OECD 諸国やタックスヘイブンからの自動的情報交換も始まる。わが国は 18 年から参加するが、そうすれば日本居住者で海外に口座を持つ者は、マイナンバーの告知が義務付けられ、その口座情報は日本の国税当局に自動的に送付される。この措置が持つ意味合いは大きい。

今や、タックスヘイブンと呼ばれることは彼らにとっても汚名であり、それを返上しようと透明性を高め、情報交換にに応じてきたのである。

では、今後日本人(日本居住者)や日本企業の情報がパナマ文書の中から見つかった場合には、どうなるのだろうか。

まず、手続き的な面が問われることになる。個人については、1998年に国外送金等調書が導入され、金融機関などを通じて100万円を超える国外送金を行ったり、国外からの送金などを受領したりする際には、金融機関を通じて住所・氏名などを記載した調書を税務署に提出する義務を負う。

また、14年からは国外財産調書が導入され、5000万円を超える国外財産を保有する居住者は、その保有する財産の中身を記載して税務署に提出する義務を負う。故意の不提出や虚偽記載には、1年以下の懲役刑が科せられる。ただし、国外財産調書の提出枚数は13年分5639枚、14年分8184枚と低調で、未提出が相当数いると言われている。未提出の者は、ドキドキしているかもしれない。今後、この分野での税務調査は厳しくなるであろう。

さらに16年からは財産債務調書が導入され、その年の所得金額が2000万円を超え、かつ財産の価額が時価で3億円以上の場合には、その内容を記載して税務署に提出する必要がある。国内口座に外国の債券などを保有している場合には国外財産調書に記載する必要はないが、財産債務調書には記載する必要がある。ただしこれには、国外財産調書のように不提出による懲役刑はない。

まずは、このような制度に沿った届け出がなされているかどうか、問われることになる。

脱税を牽制する包囲網は 日本でも確実に縮まりつつある

次に、中身が問われる。

わが国は全世界課税方式といって、日本居住者が全世界で得た所得に対して課税(二重課税の調整はある)する制度を採用しており、日本居住者がタックスヘイブンを含めた海外で所得を得れば、日本の税務当局への申告義務が生じる。これが適正に行われてきたかどうか問われる。

また、わが国にはタックスヘイブン対策税制が導入されているので、個人がタックスヘイブンにつくった会社に所得を貯めていれば、合算して申告する義務を負っており、これも問われることになる。

このように、ここ数年でわが国の法定調書制度は急速に整備されてきており、広範囲に網がかぶせられているとも言えよう。

パナマ文書から情報が出てきた日本人(正確には日本居住者)は、これらの義務がきちんと果たされているかが税務当局によって厳しくチェックされ、必要に応じて税務調査の対象とされるだろう。

脱税に関する国際的・国内的包囲網は、確実に縮まってきていると言えよう。納税道義の観点からも、厳正で徹底的な解明が望まれる。

G20 会合で見えたパナマ文書問題「3つの論点」

【第113回】2016年4月29日 森信茂樹 [中央大学法科大学院教授 東京財団上席研究員]

<http://diamond.jp/articles/-/90469>

G20 会合で見えた 個人課税の3つの論点

先週ワシントンDCで開催されたG20会合の声明文を解説しながら、個人課税を念頭において、パナマ文書問題に関わる3つの論点を述べよう

5月10日に公表が予定されているパナマ文書に関してマスコミの報道が日に日に大きくなっている。しかしその内容には疑問を抱くものもある。とりわけ、わが国の税制についての理解が十分でない報道も多く見受けられる。

そこで、以下、筆者が疑問に感じたことを中心に、さらには先週ワシントン DC で開催された G20 会合(20 国財務大臣・中央銀行総裁会議)の声明文も解読しながら、個人課税を念頭において 3 つの論点について述べてみたい。

第 1 の論点は、「すべて法にのっとっており合法である」という(一部政治家などの)認識は間違いということである。確かに、パナマなどタックスヘイブンに資金を預けたり会社を設立したりすることは、当事国ではもちろんのこと、日本でも合法である。

しかし、問題はその先である。連載第 112 回で述べたように、わが国は全世界課税方式といって、日本居住者が全世界で得た所得に対して課税し、二重課税については申告の段階で調整する方式をとっている。

したがって、日本居住者は、タックスヘイブンを含めた国外で所得を得れば、日本の税務当局へ申告しなければならぬ義務がある。これが適正に納税されていないければ、それは税をごまかした(脱税)ということになる。

もう 1 つ、わが国にはタックスヘイブン対策税制が導入されている。出資金額などの 50%超が、内国法人や日本居住者によって直接・間接に保有されているタックスヘイブンに所在する会社について、その会社の株式などを 5%以上保有する法人や居住者は、その会社に留保した金額を日本の当局に申告する義務がある。個人の場合、雑所得として申告することになる。

もっとも、この規定には例外がある。実際に日本の法人や居住者が、タックスヘイブンにつくった会社を「管理支配」しているなど適用除外基準を満たせば、この規定は適用されない。たとえば、本人自身が現地に赴き役員としての職務執行を行うなど、実際の活動をしていればセーフとなるのである。タックスヘイブン対策税制は、ここまで確認されて初めて発動されるので、今回個人の名前が出た場合、事実関係を精査する必要がある。

つまり、タックスヘイブンに送金し会社をつくることは合法だが、その後の税務処理がきちんと行われていなければ、「脱税」に問われるということである。

また 2014 年から国外財産調書が導入され、5000 万円を超える国外財産を保有する居住者は、その保有する財産の中身を記載して税務署に提出する義務を負うこととなった。故意の不提出や虚偽記載には、1 年以下の懲役刑が科せられる大変重い規定である。国外財産調書の提出枚数は 13 年分 5639 枚、14 年分 8184 枚と低調で、未提出が相当数いると言われている。

G20 会合で合意された 自動的情報交換の仕組みづくり

第 2 の論点は、わが国の税務当局はどうやってその情報を掴むのかという点である。

これを可能にするのは、タックスヘイブン国も含む各国の「自動的情報交換」である。日本居住者がタックスヘイブンを含む外国に口座を開設すれば、その情報(口座残高、利子、配当など)が自動的にわが国の税務当局に送られてくる仕組みを構築することである。

これについては、2017 年までに 55 カ国・地域が交換を始めることにすでに合意がなされている。わが国は 1 年遅れて 2018 年までに交換すべく、国内法などの整備を行ったところである。米国は、これには参加していない。そこで、この問題の背後には米国政府がいるのではないか、米国の都合のいいように情報を操っているのではないか、という見方がある。

しかし、米国は 2015 年から FATCA(外国口座コンプライアンス法)という、より厳しい自動的情報交換を実施しており、この問題への対処は最も進んでいるというのが筆者の認識である。これにより、96 カ国・地域が自動的情報交換の対象になるわけだが、実はパナマはこの中に入っていない。その他に、ナウル、バーレーン、バヌアツも自動的情報交換に参加していない。

だが、4 月 16 日、17 日、米国ワシントン DC で開催された G20 会合の声明文には、「自動的情報交換に係る基準を 2017 年又は 2018 年までに実施することにコミットしていない全ての関係する国に対して……コミットすること及び多国間条約に署名することを求める」としている。その上で、「7 月会合までに税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準をつくることを指示する」となっており、あらゆるタックスヘイブンについて、自動的情報交換を迫ることとなる。それをモニターするメカニズムも構築される。

これを受けてすでにパナマは、自動的情報交換に参加するとしている。その他の国・地域も参加せざるを得ないだろう。そうなれば、基本的に逃げ場はなくなると考えてよい。

3つ目の論点は、そうは言っても、実際に日本の税務当局にそこまで調査できるのか、という疑問である。確かに日本の税務職員の数に限られており、税務調査権限は一般的に国境を越えて他国には及ばないので、そこは困難が伴う。現実には、**オリンパス事件のケースで、オリンパスから粉飾を手助けした者への報酬資金の流れを見ると、香港、シンガポール、ルクセンブルクの3カ国の銀行口座・金融機関が使われている。**

タックスヘイブンの金の流れを追うということは、「玉ねぎの皮をむく」ような仕事であり、マトリョーシカの中に入っている最も小さな人形を探し当てる作業である。その過程で多くの国家主権の壁にぶち当たることになる。麻薬・汚職・脱税の犯罪の色が濃くなるほど、調査・捜査は難しくなる。

実質的所有者情報の交換が 今後のキーワードに

そこでこの点について、今回の G20 会合で話し合わせ、大きな進展が見られた。声明には、「**特に法人及び法的取極めの実質的所有者 (beneficial ownership of legal persons and legal arrangements) 情報に関し、金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準の効果的な実施に付した高い優先性を再確認する**」と書かれているのである。

重要な点は「実質的所有者」情報の透明性を求めていること、つまりマトリョーシカのなかの小さな人形の正体を開示することである。これは脱税だけではなく、「腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するため」とされている。

今後は「権限ある当局間の国際的な実質的所有者情報の交換」がキーワードとなり、それに向けての作業が開始される。「実質的所有者情報」については、これまではアンタッチャブルであっただけに、今回これが合意されたということは、いかにこの問題が深刻かということの危機感の表れでもある。わが国でも、マネロンや麻薬・暴力団のマネーなどの観点から、金融庁・法務省、警察との連携・協力が必要となろう。

G20 のコミュニケは、財務省のホームページから入手できるので、興味のある方はぜひご一読を。

20 か国財務大臣・中央銀行総裁会議声明 (仮訳) (2016 年 4 月 14-15 日 於: 米国・ワシントン D.C.)

全 12 パラグラフ中、3 パラグラフで記述

7. 我々は、**G20/OECD BEPS パッケージを適時且つ広範に実施する**という自らのコミットメントを再確認し、新たな包摂的枠組みに、その第1回会合が6月に開催されることに留意しつつ、全ての関係・関心のある国・地域が対等な立場で早急に参加することを奨励する。G20 は、国際的に合意された透明性に係る基準の効果的且つ広範な実施の重要性について強く再確認する。従って我々は、**全ての金融センター・地域を含む、自動的情報交換に係る基準を 2017 年又は 2018 年までに実施することにコミットしていない全ての関係する国に対して、遅滞なくコミットすること及び多国間条約に署名することを求める**。我々は、2017 年の G20 サミットまでに、全ての国・地域が自らのグローバル・フォーラムのレーティングを、十分な水準まで改善することを期待する。我々は、OECD に対し、G20 諸国と協力しつつ、**我々の7月会合までに税の透明性に関する非協力的地域を特定するための客観的基準をつくることを指示する**。仮にグローバル・フォーラムの評価によって進捗が見られなければ、G20 諸国による非協力的地域に対する防御的措置が検討される。我々は、税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム報告書が年末より前に作成されることを期待する。我々は、各国及び国際機関による途上国の税分野に関する能力を強化するための足並みをそろえた継続した努力を歓迎する。
8. G20 は、**特に法人及び法的取極めの実質的所有者情報に関し、金融の透明性及び全ての国・地域による透明性に関する基準の効果的な実施に付した高い優先性を再確認する**。法人及び法的取極めの実質的

所有者情報の透明性の改善は、国際金融システムの清廉性を守り、これら法人及び法的取極めが、腐敗、租税回避、テロ資金供与、マネーロンダリングの目的で悪用されることを防止するために、極めて重要である。G20は、全ての国・地域が法人及び法的取極めの透明性及び実質的所有者に関するFATF勧告を完全に履行することの重要性を再確認し、これに関し模範を示す決意を表明する。我々は、課税逃れ、テロ資金供与及びマネーロンダリングに対処する目的のため、各国・地域による権限ある当局の実質的所有者情報の入手可能性の改善及び権限ある当局間の国際的な実質的所有者情報の交換の重要性を特に強調する。我々は、FATF及び税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラムに対し、我々の10月会合までに、実質的所有者情報の入手可能性、及びその国際的な交換を含む、透明性に関する国際基準の履行改善のための方法についての初期提案を提示することを求める。

9. 我々は、テロ資金供与のすべての資金源、技術及びチャネルと断固として戦い、対処するという我々の決意を再確認する。我々は、全ての国・地域に対して、FATF基準、FATFのテロ資金対策の新しい統合戦略及び国連安保理決議第2253号に関する規定の速やかで効果的な実施を含め、これらの取組に参加することを求める。我々は、FATFに対し、他の国際機関と協働しつつ、金融システムに残存する抜け穴及び問題を特定し対処するための取組を強化すること、並びにFATF基準が効果的かつ包括的であり、完全に履行されていることを確保することを求める。我々は、FATF型地域体に対し、強健なパートナーとなることを求める。我々は、IMF、OECD、FSB、世界銀行グループに対し、それぞれの専門分野における、不正な資金の流れの資金源、技術、チャネルに関する独自の分析を提供することにより、新たに生じる課題への対処にあたりFATFを支援することを求める。

第93回世銀・IMF合同開発委員会 コミュニケ(ポイント)(平成28年4月16日)

6…WBGとIMFは開発資金に関するアディスマベバ行動目標の実施に向けた取組を加速し、特に、不正な資金フローへの対処を含め、民間セクターの関与とともに、国内資金の動員を促進すべきである。

パナマ文書 匿名の告発から流出

毎日新聞 2016年4月29日 東京朝刊

…

各国相次ぎ規制強化

パナマ文書問題を受け、各国は規制強化に乗り出した。日米欧と中国など新興国の主要20カ国・地域(G20)は15日、ワシントンで開いた財務相・中央銀行総裁会議で、国際的な課税逃れ対策に非協力的な国や地域の「ブラックリスト」作成で合意し、7月までに選定基準を策定すると決めた。改善しなければ対抗措置も検討する。

一方、欧州連合(EU)の執行機関である欧州委員会は12日、欧州で事業を展開する一定規模以上の企業に対し、域内の加盟国別に納税額や利益、従業員数などの公表を義務づける新規制を欧州議会に提案した。欧州では、巨大企業がアイルランド、オランダなど税規制の緩い国に拠点を置いて納税額を抑えていることへの批判が強く、各国の事業実態をガラス張りにし圧力をかけるのが狙いだ。

さらに英独仏スペインの欧州主要5カ国は、富裕層らがペーパーカンパニーを使って資産や所得を隠すのを防ぐため、法人に実質的な所有者の登録を義務づけ、情報を共有する仕組み導入に合意した。英国は課税逃れや資金洗浄の実態を調査するため、省庁横断の専門チームを設置し、「パナマ文書」関連の取引も調べる。米国ではルー財務長官が15日、法人が新規銀行口座を開設する際には、実質所有者の確認を義務づける方針を示した。

各国には温度差もある。G20では、ドイツが租税回避地への制裁も含めた強硬策を求めたが、新興国側は「事務量が増える」と慎重姿勢で、「防御的措置(対抗措置)」というあいまいな表現にとどまった。EUが検討する新規制も、各国の詳細な業務内容は「企業の機密情報」だと日本も含めた経済界が強く反発し、ドイツなども消極的だ。【ロンドン坂井隆之】

...